

JECC NEWS

No.584 2024 新春号

2024年1月1日 季刊発行

CONTENTS

寄稿

生成AIの導入と
実践的な活用術..... 2
株式会社Cinematorico / 共同創業者 兼 COO 小澤 健祐(おざけん)

IT Topics..... 5

- デジタル行財政改革の議論が進む
- 「AI戦略会議」でAIの利活用について議論

リース終了時のMDM設定解除について..... 9

登記情報システムとJECCの取り組み..... 10



生成AIの導入と実践的な活用術

株式会社Cinematrico / 共同創業者 兼 COO 小澤 健祐 (おざけん)

小澤 健祐 (おざわ けんすけ) ●「人間とAIが共存する社会をつくる」がビジョン。ディップが運営するAI専門メディア「AINOW」編集長を務める。一般社団法人生成AI活用普及協会 協議員。1,000本以上のAI関連記事を執筆。著書『生成AI導入の教科書』。

■「作るAI」から「使うAI」へ

生成AIとは、ユーザーが要求する内容に基づいてテキスト、画像、音声などを自動的に「生成」する技術です。生成AIの登場は、企業が技術を取り入れる方法に革命をもたらしました。

従来のAI、特にディープラーニングなどの技術は、専門の知識を持つ技術者がプロジェクトを立ち上げ、大量のデータを処理して学習させ、特定のタスクを遂行できるように訓練したモデルを「作る」ことに焦点をあてていました。このプロセスは、高い専門知識を要し、数カ月から数年という長い期間と多大なリソースを必要とすることが一般的でした。

過去、AIプロジェクトは一部の専門部署、例えば「AI推進室」が中心となって推進されていました。これらの部署は企業内で中央集権的な役割を担い、AIプロジェクトの成功に必要なすべてのリソースを調整していました。しかし、このような組織形態では、AI技術の恩恵を企業全体に広げることには限界がありました。

ところが、生成AIが出現したことで、専門知識がない人でもAIを利用できるようになり、AI技術の利用方法が

「作る」から「使う」へと大きくシフトしていったのです。そのような状況下では、特定の部署がAIプロジェクトを推進するのではなく、組織全体でAIの導入を進め、全従業員がAIを活用できるような環境づくりを目指すことが重要です。これは、従業員が日常的な業務にAIを組み込むことを意味し、それには教育とサポートが欠かせません。つまり、企業は従業員がAIツールを使いこなすためのトレーニングを提供し、AIを活用した効率的な業務遂行を促進することが求められています。

AI技術を全社的に展開するためには、従来の中央集権的な「AI推進室」ではなく、各部門が協力して横断的に活動する組織体制が必要です。AIを用いた意思決定の迅速化、業務プロセスの自動化、顧客体験の向上など、ビジネスの各面での革新が可能になるからです。このような組織的な変革は、企業が競争優位を獲得し、持続可能な成長へとつながります。

■ 生成AI導入に必要なスキル

生成AIの普及に伴い、組織だけでなく、AI人材に求められるスキルセットにも変化が見られます。以前は、AI人材として成功するためには、高度なデータサイエンス

(表1) AIを現場で活用するために必要とされるスキル

現場知識 (ドメインエキスパート)

現場業務の深い知識は、生成AIを効果的に活用するために不可欠です。特定の業界や分野における専門知識を持つ人材は、そのドメインのニーズに合わせてAIの機能をカスタマイズし、最大の価値を引き出すことができます。

課題発見力

各現場における特有の問題を見つけ出し、それらを解決するための方法としてAIを適切に適用する能力も求められます。問題を特定し、その問題に最適な生成AIのソリューションを見つけ出し、適用する力が重要になります。

AIマネジメント力

生成AI技術を理解し、それを現場業務に最適な形で組み込むことができるマネジメントスキルも必須です。これには、適切なAIツールの選定、導入計画の策定、実装プロセスの監督、そして利用後の成果評価が含まれます。

の知識や洗練されたエンジニアリングスキルが必要でした。これらは、データを収集・処理し、複雑なアルゴリズムを開発・適用するために不可欠な能力でした。データの解析から予測モデルの構築まで、専門的なテクニカルスキルがAI分野でのキャリアを形成する上で中心的な役割を果たしていました。

しかし、現在では、AIを現場でどのように活用するかが重要視されています。ここで必要とされるスキルは(表1)の3つです。

これらのスキルは、従来のテクニカルスキルとは異なり、現場でのAIの活用を前提としています。従って、企業はこれらの新たなスキルを有する人材の育成に注力する必要があります。新しくAIの専門家を雇うだけでなく、各部門のプロフェッショナルがこれらのスキルを身に付けることで、AIの可能性を最大限に引き出し、ビジネスのさまざまな面で革新を促進することができます。

また、重要なのは生成AIなどのデジタル技術が代替しやすいハードスキル(専門スキル)ではなく、人間性などのソフトスキルの重要性が相対的に高まっていくことです。ソフトスキルには(表2)のようなものがあります。

これらのソフトスキルは、テクノロジーの進歩とともにさらに価値が高まると予想されます。なぜなら、これらは人間固有の特性であり、現在のところAIやマシンには真似できないからです。そのため、人間の働き方や企業が求めるスキルセットにおいて、ソフトスキルが重要な位置を占めるようになっていきます。

—— (表2) 必要とされるソフトスキル ——

コミュニケーション能力

AIは情報を処理し、特定の応答を生成することができますが、人間の感情やニュアンスを理解し、対応する能力はまだ限られています。人間は、非言語的コミュニケーションを含む、より複雑な人間関係を構築できます。

問題解決能力

一部の問題はアルゴリズムやデータに基づいて解決できますが、創造的思考や革新的な解決策を見つけるには、人間の直感や経験が必要です。

チームワーク

協調性や共感力は、効果的なチームワークを構築する上で重要です。人間は社会的動物であり、協力して作業を進める際の社会的複雑さを理解しています。

適応性

市場や職場環境が変化するにつれて、人間は新しい状況に柔軟に対応し、新しいスキルを学ぶ能力があります。

リーダーシップ

人間は他者を動機づけ、導くことができます。この能力は、共有されたビジョンを持ち、目標に向かって他者を統率することを含みます。



総合電機メーカーならではの
強みを掛け合わせて、社会課題の解決へいち早く。
三菱電機は、そんな思いのもと、
ITソリューションを進化させていきます。



ITソリューション

AI IoT ビッグデータ セキュリティ 電子認証

力を、掛け算。

三菱電機のITソリューション

www.MitsubishiElectric.co.jp/it/

三菱電機株式会社

■ 生成AI活用に必須の「現場課題」

生成AIは非常に強力な技術で、その活用は一見すると簡単なようですが、実は複雑です。生成AIを最大限に利用するためには、「課題」をベースに生成AIの活用を進める特有のスキルセットが必要とされ、高度なプロンプトエンジニアリング力が求められます。これは、生成AIに対して効果的な指示（プロンプト）を出すための能力です。質の高いプロンプトには、主に以下のような要素が共通して含まれます。

● 指示

生成AIに与えられる具体的なタスクや命令のことです。

● 背景

タスクの実行に関する補足的な情報や文脈のことです。

● 入力データ

生成AIがタスクを実行するために必要な情報や資料です。

● データの出力形式

テキスト、数値、リスト、表、グラフなどの様々な形式です。

このスキルは、単に文章を上手く書く能力だけではなく、業務フローを正確に分析し、マネジメントする能力も含まれます。これにより、AIが期待通りの結果を生み出せるよう、適切な指示を設計することができます。

プロンプトエンジニアリングでは、現場課題をベースに、課題解決につながるプロンプトの構築が重要です。また、生成AIを活用して課題を解決した具体的な成功体験を生み出すことも重要です。その鍵となるのは、現場

の課題を正確に把握し、それを解決するためのAIの活用方法を見つけることです。

現場の課題を収集する方法は多岐にわたりますが、以下にいくつかの方法を列挙します。

● インタビュー

直接現場の従業員に話を聞き、課題を特定します。

● アンケート調査

幅広い意見を集め、多くの人々の課題を把握します。

● 業務観察

実際の業務を観察し、効率化や改善が必要なポイントを発見します。

● データ分析

業務に関連するデータを分析して、問題点を明らかにします。

● ワークショップの実施

従業員が集まり、課題を共有し、解決策を議論します。特に有効なのは、ワークショップを通じて現場の課題を挙げてもらい、それをプロンプト化する取り組みです。現場の直接的な課題を把握するだけでなく、コミュニケーションを促進し、参加者にプロンプトエンジニアリングのスキルを教える機会にもなります。課題に基づいた生成AIの活用事例を社内で生み出すことに貢献し、結果的に課題ドリブなAIの活用を可能にします。実際の課題に即したAIの活用は、その効果を直感的に理解しやすくし、さらには、従業員のモチベーションを高めるとともに、組織全体でのAI技術の受容と理解を深めることにつながります。

NEC

Orchestrating a brighter world

NECは、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指します。

■ デジタル行財政改革の議論が進む

今年6月をめどに、デジタルによる社会変革を目指すべく、昨年、「デジタル行財政改革」が始動した。国・地方等のデジタル基盤の統一化・共通化を加速させ、全国の自治体の共通業務を国が担うことなどを検討している。

ポイント 1

「デジタル行財政改革会議」の会議体を整理集約

昨年10月、第1回目の「デジタル行財政改革会議」が開催された。人口減少に直面する日本において、デジタル技術を活用した行財政の効率化や公共サービスの質の向上等を検討するための会議で、議長を岸田文雄内閣総理大臣が務めた。

会合にあたり、目視や点検といったアナログ規制の撤廃を進めてきたデジタル臨時行政調査会は廃止し、デジタル行財政改革会議のもとで、政府が設置している既存のデジタル関連の会議体を整理集約する考えを表明。会議を規制改革、デジタル改革、行政改革、デジタル田園都市国家構想及び各府省庁の改革の司令塔として位置付けた。

ポイント 2

7つの重要分野を指定

現在日本は、生産年齢人口の減少、少子高齢化といった新たな時代環境の中にある。この急激な人口減少社会

に対応するため、利用者起点で行財政のあり方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済活性化を図り、社会変革を実現することが必要である。

デジタル行財政改革の基本的な方針は以下の通りである。

1. 地域を支える公共サービス等に関し、システムの統一・共通化等で現場負担を減らすとともに、デジタルの力も活用してサービスの質も向上。
2. あわせて、デジタル活用を阻害している規制・制度の徹底的な見直しを進め、社会変革を起動。
3. EBPM*の手法も活用し、KPIや政策効果の「見える化」を進め、予算事業を不断に見直し。

*EBPM: Evidence Based Policy Makingの略で、証拠に基づく政策立案のこと。

政府は、この会議で重点を置く分野として「教育」、「交通」、「介護等」、「子育て・児童福祉」、「防災」、「インバウンド・観光」、「スタートアップ」の7分野を指定し、国・地方を通じて一体的かつ強力にデジタル行財政改革を推進する方針だ。

第1回目では、人手不足等の課題の解決策として、地方分権を進めながら地域を支える「ガバメントクラウド」や民間サービスの共同調達「デジタルマーケットプレイス」等が挙げられた。具体的な取り組みとしては、教育分野ではオンライン教育の推進やデジタル教材の活用、交通分野では自動運転の社会実装に向けた事業化、介護分野ではセンサーやロボット技術の活用等が挙げられた。

次の時代に、新しい風を吹き込んでいきます。

時代はいま、新しい息吹を求めて、大きく動きはじめています。

今日を生きる人々がいつも元気でいられるように、

明日を生きる人々がいつもいきいきとしていられるように。

日立グループは、人に、社会に、次の時代に新しい風を吹き込み、

豊かな暮らしとよりよい社会の実現をめざします。

HITACHI
Inspire the Next

日立の樹オンライン www.hitachinoki.net

株式会社 日立製作所

www.hitachi.co.jp

(表) 岸田総理が各府省庁に指示した、早急に進める主な施策

主な担当府省庁	施策概要
文部科学省	GIGA端末や校務システムの統一・共同調達の検討を進めるとともに、デジタル教材の活用、民間人材の活用拡大、オンライン教育の活用
国土交通省	地域交通の担い手不足や移動の足の不足といった社会問題に対応するため、タクシー・バス等のドライバーの確保や不便の解消に向けた地域の自家用車・ドライバーの活用などを検討
国土交通省 経済産業省	自動運転やドローンの事業化を加速
厚生労働省	介護事業者向けのDX支援、生産性の抜本向上のための適切なKPI設定を具体化、オンライン診療の拡充等の検討
こども家庭庁	プッシュ型子育て支援や保育DXによる現場の負担軽減、子どもや家庭に寄り添った相談業務のDX
内閣府	避難所等におけるマイナンバーカードの活用など、防災DX
法務省	システム調達におけるスタートアップ企業の参入機会の拡大に向けた創業環境の改善のため、公証人による定款認証の見直し
総務省 デジタル庁	国・地方のデジタル基盤の統一化・共通化
デジタル庁	アナログ規制の見直し
内閣官房 財務省 総務省	EBPMに向け行政事業レビューシートを活用した予算のさらなる見える化、事業・基金の見直し、政策効果を向上させるための予算事業の不断の見直し

出典：内閣官房「デジタル行財政改革会議（第1回）議事録等」を基に作成



会議の最後に、岸田総理から「質の高い公共サービスの提供と規制・制度の見直しを一体的に実現するためには、本日示された取り組み案について、河野大臣と関係大臣で検討を加速するようにしてください」と指示があり、各担当大臣等に（表）のような具体的な指示を出した。

また、デジタル行財政改革会議と並行して、各分野について直接現場の声を聞き、課題を明らかにするための「課題発掘対話」も開催している。これまで教育、交通、介護、子育ての分野で対話会議が行われた。

ポイント3

改革の重点項目における取り組みの進捗

昨年11月には、第2回目のデジタル行財政改革会議が開催され、これまでのデジタル行財政改革の取り組み状況について議論された。河野デジタル行財政改革担当大臣からは、課題発掘対話とアドバイザーボード（諮問委員会）で発掘された課題や提案の紹介と、これまでの取り組みの報告があった。

発掘された課題や提案では、例えば教育分野のデジタル活用では、「端末持ち帰り・デジタル教材活用の意欲にバラツキ」「紙や転記作業など、校務が教師業務を圧迫」という課題に対し、「デジタル教材等の活用による効果的な学びの実現」「パブリッククラウド利用を見据え、校務のBPR（業務改革）・標準化」といった解決策が提案されている。

また、EBPMや「見える化」のため予算事業のID整備やダッシュボード化をさらに推進していくと述べた。

なお、デジタル庁では「政策データダッシュボードプロジェクト」を進めており、一般の方も専門家も分かりやすい情報設計、使い勝手やアクセスの良さ、誰でもつくれる再現性を方針として、ダッシュボードをデザインし、順次公開している。また河野大臣から、年末までに教育、介護等で具体案を示すとの説明があった。

その後、規制改革推進会議、文部科学大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣らから、それぞれの施策の進捗状況が共有された。これを受け岸田総理は、教育分野では一人一台端末の共同調達や名簿のペーパーレス化等デジタル化の推進、交通分野ではドローンによる配送サービスや自動運転の事業化を支援する方針等を示した。

タクシーの規制緩和やライドシェア、新たなモビリティ・サービスの積極的な事業化についても指示を行った。さらに、医療・介護分野や歳出改革についても具体的な改革指示があった。国・地方共通の相談チャットボットに関しては、年度内に提供を開始するよう指示があった。

最後に岸田総理が、デジタル改革を推進するための施策が総合経済対策に盛り込まれたことを述べて、閉会となった。

今後、今年6月のデジタル行財政改革に関する取り組みに向け課題を整理し、これらの取り組みを加速・深化させて、デジタルによる社会変革を目指す。



■「AI戦略会議」でAIの利活用について議論

ChatGPT等の生成AIの普及が急速に拡大する中、日本政府はこれまで各省庁が関連ガイドラインを策定するといったさまざまな取り組みを行ってきた。2022年には人間尊重、多様性、持続可能の3つの理念の実装を念頭に、5つのAI戦略目標を立てている。「人材」、「産業競争力」、「技術体系」、「国際」に加え、パンデミックや大規模災害に対する「差し迫った危機への対処」の5つである。

この5つの戦略目標、「AI戦略2022」を打ち出したのがAI戦略実行会議である。AI戦略実行会議では技術面を中心にAIの利活用を検討してきた。AIについてより幅広く議論するために、AI戦略実行会議を改組・拡充して、「AI戦略会議」が組織された。技術面だけでなくAIに関係する法制度や倫理についても議論する方針で、これらの専門的な知見を持つ有識者らが加わっている。

昨年（2023年）5月にAI戦略会議の初会合が開かれ、11月までに6回の会合が行われた。以下は、これまでに議論された内容を抜粋したものである。

- AIの利用 AIに関する戦略策定、障壁の解消、教育及び人材育成の推進等
- AIを活用した危機対応 社会実装の充実、適正かつ持続的な運用基盤確保等
- AIのリスク プライバシー、情報漏えい、誤情報、AIを活用したフェイク、著作権保護等
- AIの開発 AI開発力の後れと強化策、大規模化の影響、必要な計算資源の確保等

- AIの産業分野への活用 量子やバイオ等の分野での活用
- 広島AIプロセスの推進 透明性の確保、国際的な指針、開発者に対する行動規範等

最後の項目「広島AIプロセス」とは、昨年5月のG7広島サミットの結果をふまえ、G7メンバー及び関係国際機関が参加する新たな枠組みだ。生成AIの活用や開発、規制に関する国際的なルール作りを推進するため議論し、AI活用を推進するだけでなく、偽情報対策に資する研究の促進等のプロジェクトベースの協力も含まれる。経済協力開発機構（OECD）とも連携しており、昨年9月にはG7各国等が参加し、オンライン会議も開かれ、12月には広島AIプロセスの声明案が提出されている。

昨年11月に行われたAI戦略会議の6回目の会合では、広島AIプロセス及びAI事業者ガイドラインのほか、AI学習データの提供促進、人材育成、経済対策におけるAI施策が議論された。生成AIの急速な発展に伴い、今後もさらに多様なAI学習データが必要とされる見込みの中、政府等が保有するデータを利用しやすい形でAI開発者等に対し提供することが期待されている。

デジタル庁では内閣府をはじめとした関係省庁とも連携しつつ、保有データの提供促進やデータの利用可能性の検証を進める方向性を打ち出した。中央省庁や政府の研究機関などが持つ報告書や統計、法令、特許、地理情報等を、生成AIが学習しやすいデータ形式に変換して提供することを検討していく。一方で、開発者や提供者にルールの遵守を促すための措置や、政府部門、金融、医療といった高リスク分野での追加規制も検討を進める方針だ。

現地作業はすべてお任せ！

オンサイトデータ消去サービス

アンラック・解体サービス

撤去・引取サービス

フィールドサービス

現状復帰サービス

設置・設定サービス

オフィス移転サービス

ご用命は
こちらまで！

JECCグループ デジタルリユース株式会社

フィールドビジネス課 ☎ 03-5740-8312 ✉ sales_fb@digital-reuse.com

リース終了時のMDM設定解除について

MDMとは、Mobile Device Management（モバイルデバイス管理）の略で、組織や企業がスマートフォン、タブレット、ノートPC等のモバイル端末を、一元的に管理・監視するためのソフトウェア及びサービスの総称です。例えば以下のような製品があります。

●MDMの一例

Absolute Software社「Absolute Manage」
Apple社「Apple Business Manager」、
「Apple School Manager」(使用例：Apple社製品)
Microsoft社「Intune」(使用例：Windows系の情報端末)

これ以外にもさまざまなベンダーがMDMサービスを提供しています。MDMには、デバイスのセキュリティ管理、アプリケーション管理、データの保護、デバイスの監視といった機能があり、モバイル端末を仕事で使用している多くの組織で、なくてはならない重要なサービスとなっています。

ただ、リース契約終了後に一部のMDMで管理対象外としなかった場合、モバイル端末をデータ消去したにもかかわらず、お客様の企業名等が表示される場合があると報告されており、情報漏えい等の事故が発生し、お客

様に法的責任やレピュテーションリスク*が生じる可能性があります。

全てのMDMでこのようなリスクが生じるわけではありませんが、最悪の事態を引き起こさないために、リース終了後には必ずお客様に設定解除をしていただくことが非常に重要です。

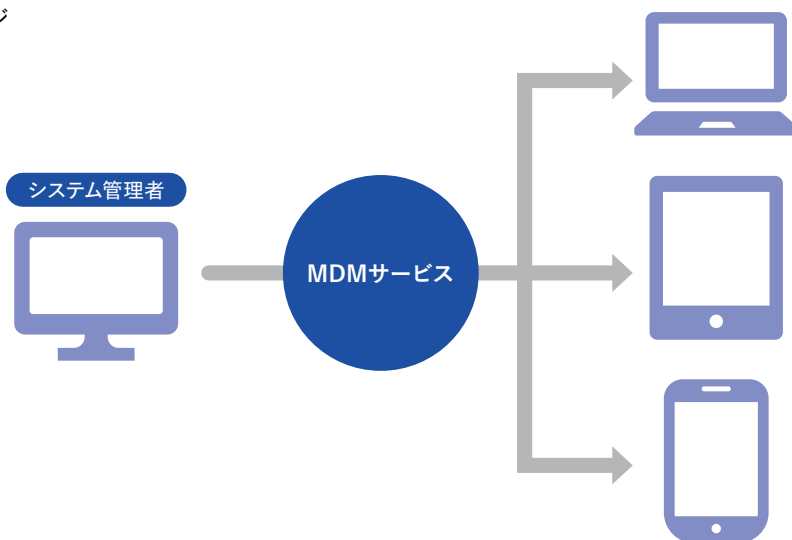
MDMサービスは、お客様とサービス提供会社との間の契約に基づくものであり、弊社及び弊社の子会社では、MDMの登録状態を確認することができません。また弊社及び弊社の子会社がモバイル端末のデータを消去しても、一部のクラウド上で管理されているMDMの登録情報が削除されることはありません。

そのため弊社では、リーフレット等を通じて、お客様自身でMDMの設定を解除してからリース終了物件を返却していただくようご案内しています。

情報漏えいのリスクを防ぐはずのMDMサービスが、正しく使用しないと情報漏えいを引き起こす可能性もあるため、注意が必要です。

*レピュテーションリスク：企業に対する否定的な評価や評判が広まることによって、企業の信用やブランド価値が低下し、損失を被る危険度。

(図) MDMのイメージ



●お問い合わせ

株式会社JECC 営業支援部 資産管理課 TEL：03-3216-3692

掲載されている会社名及び製品名は、各社の商標または登録商標です。

登記情報システムとJECCの取り組み

国のデジタル化構想への貢献として、当社が法務省の登記情報システムを賃貸借で支援する事例をご紹介します。

■ 登記情報システムについて

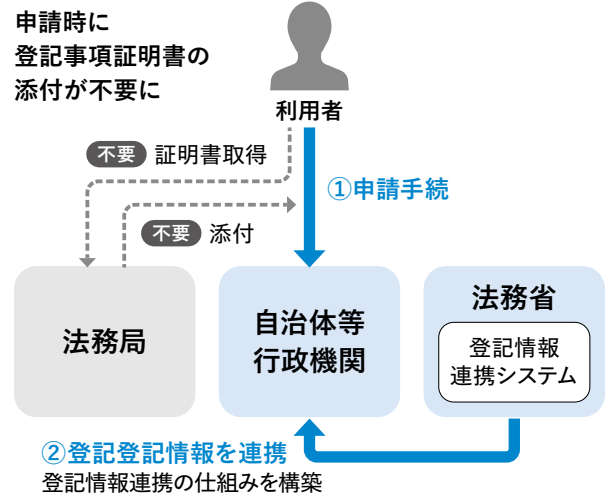
法務省が所管する登記情報システムは、不動産取引の安全と円滑を図るための不動産登記、取引の安全と商号・会社等に係る信用の維持を図るための商業・法人登記等に関する事務を処理する情報システムで、1988年から導入を開始しています。2021年実績で年間約1,074万件に及ぶ不動産登記申請、約160万件の商業・法人登記申請、約4億3,080万件に達する登記事項証明書の交付等の膨大な量の業務を処理しており、登記所における行政サービスの提供において必要不可欠なものとなっています。

連携するシステムには、登記情報提供システム、地図情報システム、登記・供託オンライン申請システム、電子認証システム、住民基本台帳ネットワークシステム、法人番号システム、マイナポータルがあります。

現在、登記所が保有する登記情報は登記情報提供サービスとして、インターネットを介してパソコンの画面上で確認することもできます。法務局に向いたり、収入印紙を購入して返信用封筒と共に郵送したりする必要がなく、クレジットカード決済も可能になりました。

2020年10月より、国の行政機関間において登記情報を連携・共有する仕組みが開始されました。さらに、

2023年2月からは東京都等、一部の地方公共団体では、登記事項証明書の添付省略のための登記情報連携の先行運用を開始し、国民の負担軽減に貢献しています。



出典：デジタル庁「登記情報システムに係るプロジェクトの推進」を基に作成

国では、登記情報システムで処理される商業・法人登記簿を情報源とするベース・レジストリの利活用を促進し、不動産登記簿を情報源とするベース・レジストリの整備を今後検討します。ベース・レジストリとは、行政または民間におけるサービスの共通基盤として利活用すべき、または可能なデータ群です。法人や不動産のベース・レジストリが実現することで、証明書の添付省略や

FUJITSU

未来はいつも、
誰かの想いから
はじまる。

世界に、未来への確信を届けたい。
社会課題を解決する「Fujitsu Uvance」から。

Fujitsu Uvanceの取り組みについてはコチラ



富士通株式会社 〒105-7123 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター

Fujitsu
Uvance

手続きの省略、台帳管理コストの削減や物件管理の容易化・効率化などの効果が期待されます。

将来的には、国が発行する各種ドキュメントや土地・建物等に固有のIDを割り当て、AIを活用して管理する技術への取り組みを検討しており、その実現はベース・レジストリが核となります。

■ 登記情報システムにおけるJECCの役割と貢献

当社は、1988年以来、登記情報システムを全国の登記所に順次導入して登記情報の電子化を進めるプロジェクトに関わっています。運用支援やアプリケーション保守などの業務を担う富士通株式会社と連携して、システムの構築や運用に必要な機器を賃貸借契約によって提供しています。その範囲は、登記情報システムの更新用端末装置から、仮想サーバー/プリントサーバー等の稼働環境用機器、登記情報システムの特定ソフトウェア/保守用機器等、多岐にわたります。

登記情報システムは法務省とデジタル庁が共同でプロジェクトを推進する大規模情報システムであり、国のデジタル化推進に欠かせない基盤の一つです。当社は、「お客様の多様なITニーズに応えるサービスを提供し、IT事業活動を通じて社会の発展に貢献する。」を経営理念として掲げていますが、登記情報システムは、理念実現に向けた取り組みであるといえるでしょう。

当社では、次世代につなげる社会のデジタル化推進を取り組むべき重要課題の一つと考えており、その中には法務省の登記情報システムの取り組みが含まれます。国のデジタル化構想の実現を支援して、国民の命を守ることや生活の利便性や豊かさの向上に貢献します。

■ 2024年4月から相続登記の申請が義務化

登記情報提供サービスの活用が今後期待されている分野として、相続登記が挙げられます。現在、所有者不明の土地が社会課題となっています。登記簿を見ても現在の所有者が直ちに判明しない土地や、所有者が分かっても所有者の所在が分からない土地のことで、「土地の相続の際に登記の名義変更（相続登記）が行われていないこと」、「所有者が転居したときの住所変更（住所等の変更登記）が行われていないこと」が主な原因となっています。所有者不明土地は九州本島の面積を大きく上回る面積になっているという調査結果もあります。

所有者不明の土地は、景観や治安、防災に悪影響を及ぼす恐れがあり、「発生予防」と「土地利用の円滑化」の2つの観点から、民事基本法制を総合的に見直し、2021年には「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立しています。

不動産登記制度に関して、2024年4月から「相続登記の申請義務化」が始まります。相続により土地や建物を取得した場合に、それを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが法律上義務付けられ、正当な理由なく義務を怠った場合には、10万円以下の過料の対象となります。東京法務局をはじめ各法務局では相続登記の申請義務化に関するポスターなどにより案内しています。

国は、相続登記の申請義務化により所有者不明土地を減らし、公共事業や再開発を行う際の時間やコスト削減を目指しています。そこで、登記情報提供サービスが担う役割は大きいといえるでしょう。

義務化
されま
す

相続登記が

令和6年
4月1日
から

御存じですか？

お済みじゃないんですか？！
正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。
もう登記せずにはいられない

詳しくは、東京法務局ホームページをご覧ください。

東京法務局

備えて安心！令和6年4月1日から相続登記が義務化されます！

Q1 知りませんでした！不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されるのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の遅延など、社会問題になっています。この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

Q2 相続登記の義務化とは、どういった内容ですか？

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があります。正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

Q3 義務化が始まるのは、いつからですか？始まった後に、対応すれば大丈夫でしょうか？

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まります。ただ、今のうちから、備えておくことが重要です。また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務の対象になります（3年間の猶予期間があります。）。ので、要法断です。

Q4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？新制度のバリエーションが不安なのですが。

相続人の間で早めに遺産分割の話し合いを行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記をする必要があります。早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「相続人申告登記」という簡便な手続（※）を法務局にとって、義務を果たすこともできます。※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡便な手続です。

遺産分割の話し合いがまとまった → 遺産分割の結果に基づく相続登記（不動産を取得した日から3年以内）をする必要あり

早期に遺産分割をすることが困難 → 相続人申告登記（不動産の取得を知った日から3年以内）をする必要あり

※詳細は東京法務局又は法務省ホームページをご覧ください。

※専門家・司法書士・土地家屋調査士に相談したい場合は、こちらをご覧ください。

東京法務局ホームページ
登記手続の案内や「相続登記」の情報を掲載しています。

東京法務局ホームページ
法務省ホームページ
東京地家産債管士会ホームページ
法務省ホームページ

2023年11月版

●お問い合わせ 株式会社JECC 官公営業第一部 営業第一課 TEL：03-3216-3686

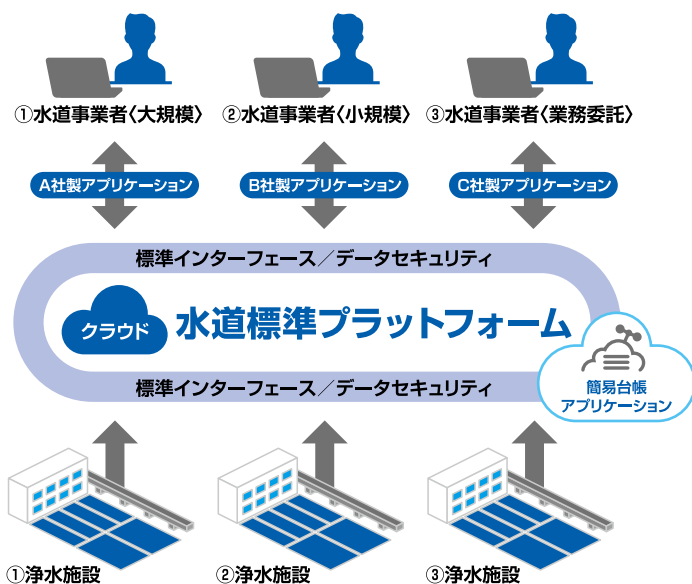
水道標準プラットフォームで事業効率化！ 『簡易台帳アプリケーション』で施設台帳整備！

「水道標準プラットフォーム」は、経済産業省の補助事業者が弊社が採択され、構築を進めてきたもので、水道事業者様が選定されたアプリケーションを搭載しご利用頂くサービスとなっており、2020年5月11日に提供を開始しました。

水道法で定められた水道施設台帳の作成にご利用可能な「簡易台帳アプリケーション」も準備しております。デモンストレーション利用も可能でございますので、お気軽にお問合せください。

導入の メリット

- 1 規模に合わせた月額利用**
事業規模に合わせたシステム利用で経営資源の最適化!
- 2 データ利活用の促進**
システムをまたいだ事業データの利用が可能!
- 3 広域化のシステム統合が容易**
共通ルールに則ったデータ蓄積でシステム統合がスムーズに!
- 4 リモート対応に強み**
遠隔操作で、BCP対応・テレワークの推進策に!



台帳情報の整備を行える 『簡易台帳アプリケーション』

入力支援機能で
入力が簡単

アプリケーションの
導入コストが安い

簡易台帳
アプリケーション

アプリケーション未導入の水道業者へ
データの共有も

デモ利用可能!
※水道事業者様対象

お問い合わせ 株式会社JECC 水道プラットフォーム事業推進部

TEL : 03-3216-3605 MAIL : jecc-wsp@jecc.com
<https://www.jecc.com/service/list/ws-platform.html>

JECCNEWS編集部からのお知らせ

本誌送付先の変更・中止については弊社経営企画課までご連絡いただきますようお願い申し上げます（ご連絡の際は、封筒の宛名に記載されているお客様番号をお知らせください）。

お客様からご提供いただいた個人情報はJECCNEWSの発送のみに利用させていただき、それ以外の目的で利用することはありません。なお、個人情報の取り扱いについては、弊社ホームページに掲載しております「個人情報保護方針 (<https://www.jecc.com/policy.html>)」をご参照ください。

【送付先の変更・中止、個人情報に関するご連絡】

〒100-8341
東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル
株式会社 JECC 経営企画部 経営企画課
JECCNEWS編集部
TEL : 03-3216-3683 / FAX : 03-3211-0990

弊社ホームページ：「フォームでのお問い合わせ」